破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４８号

兵庫県尼崎市食満２丁目24番４号
債務者　株式会社ミリオン
代表者代表取締役　高　　茂樹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９１号

横浜市戸塚区上倉田町259番地　８棟203号
債務者　城所　典代
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０６号

神奈川県平塚市花水台32番32―208号
債務者　川合　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８９９号

大阪府枚方市宮之阪１丁目22番15―1102号、前住所大阪府枚方市宮之阪３丁目13番23号
債務者　鹿野　昌明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深川真紀子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１９号

大阪府東大阪市友井３丁目６番10号　ニュー古里１階12号
債務者　橋本　昌樹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号

茨城県つくば市並木４丁目１番地１　419棟106号
債務者　遠藤麻里子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井矢旬子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号

茨城県つくば市平沢479番地２
債務者　杉田　清栄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７３４号

岡山県倉敷市児島田の口２丁目10番８号
債務者　石井　鉄也
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号

福島県郡山市島２丁目34番８号セジュールアツシ203号
債務者　佐久間　旭
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　嗣夫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４号

鹿児島県枕崎市桜山町261番地
債務者　加治屋　昇
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１３７号

千葉県君津市中野４丁目14番13号
債務者　島本　礼子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４４３号

愛知県愛西市渕高町二ノ割18番地１
債務者　岩田　昭二
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　淳子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８号

愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上37　サンシティ山中Ａ棟105号室、住民票上の住所愛知県豊川市御津町西方日暮２番地１
債務者　加藤　　巴
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　由美
4　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部